

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

委員 根本 美 奈

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 乗船者死亡  |
| 発生日時  | 不明（平成22年10月25日（月） 10時15分ごろ～26日（火）06時55分ごろの間）   |
| 発生場所  | 不明（鹿児島県瀬戸内町瀬武 <sup>せたけ</sup> の海岸沖100m付近～同町赤崎南西方沖600m付近の間）  |
| 事故調査の経過   | 平成22年10月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 手漕ぎボート（船名なし）<br>なし、個人所有<br>約3.3m×約1.0m×約0.5m、FRP<br>なし、不詳  |
| 乗組員等に関する情報  | 乗船者 男性 71歳   |
| 死傷者等  | 死亡 1人（乗船者）   |
| 損傷  | 不明（本船は発見されていない。）   |
| 事故の経過   | 本船は、平成22年10月25日10時15分ごろ、乗船者が1人で乗り、瀬武の海岸沖100m付近を沖に向かっていているところを海岸にいた乗船者の知人（以下「知人A」という。）によって目撃された。<br>このとき、知人Aは、乗船者がいつも釣り道具等を運ぶ際に使用している手押し車が海岸に置かれ、また、乗船者が救命胴衣を着用していないことに気付いた。<br>知人Aは、18時00分ごろ再度瀬武の海岸を訪れたところ、本船が戻っておらず、乗船者の手押し車が海岸に置かれていたので不審に思い、別の知人（以下「知人B」という。）に連絡し、知人Bと共にボートに乗り、本船を目撃した海域付近を捜索したが見付からず、19時25分ごろ、知人Bの家族を通じて110番通報を行った。<br>海上保安庁等による捜索の結果、翌26日06時55分ごろ赤崎南西方沖600m付近（概位 北緯28°09.4′ 東経129°13.8′）において、救命胴衣を着用せず、うつ伏せの状態で見つかる乗船者が発見され、のち死亡が確認されたが、本船は発見されなかった。<br>乗船者の死因は、溺水と検案された。 |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3<br>海象：水温 約26℃   |

|        |   |   |
|--------|---|---|
| その他の事項 | 本船は、ふだんから瀬武の海岸に置かれており、乗船者が、時折、本船を使用して釣りを行っていた。  |   |
| 分析     | 乗組員等の関与<br>船体・機関等の関与<br>気象・海象の関与<br>判明した事項の解析   | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>乗船者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、乗船者が1人で乗り、10時15分ごろ、瀬武の海岸沖100m付近を航行しているところを目撃されたのち、翌日06時55分ごろ赤崎南西方沖において漂流している乗船者が発見されたことから、この間において、乗船者が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p> |
| 原因     | 本事故は、本船が瀬武の海岸を出航後、乗船者が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。  |   |
| 参考     | <p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣の着用</li> </ul> |   |